

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次)」の答申を受け、大気汚染防止法施行令の一部を改正する省令等が公布されました。(平成28年9月7日公布)

【改正概要】

「要排出抑制施設(※)」として鉄鋼製造施設のうち焼却炉及び電気炉が指定されました。

(※) 「要排出抑制施設」とは、水銀等の排出抑制について、自主的取り組みが求められる施設のことです。

【施行日】

平成30年4月1日

(但し、水俣条約が効力を生じる日が平成30年4月1日以降となる場合には、水俣条約が効力を生じる日)

水銀排出施設排出口から排出されるばい煙および揮発性有機化合物中の水銀濃度測定についてのお問い合わせは、下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士

環境調査課 後藤 彰、広瀬崇史

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、平成22年から条約作成のための政府間交渉が開始されました。平成25年10月には、我が国がホストを努めた国連環境計画主催の外交会議において、水銀に関する水俣条約が採決されたことを受け、水銀等の大気中への排出を規制するための大気汚染防止法の一部を改正する法律が平成27年6月19日に公布されました。

また平成28年6月には中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次)」の答申されました。今回はこれら答申を受け、大気汚染防止法施行令の一部が改正されるものです。

2. 規制対象施設(要排出抑制施設)

- (1) 製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)
- (2) 製鋼の用に供する電気炉

3. 具体的な要排出抑制施設設置者の自主的取り組みの内容

要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、

- (1) 自ら遵守すべき基準を作成する。
- (2) 水銀濃度を測定するとともに、その結果を記録および保存をする。
- (3) 大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表する。

4. 水俣条約の発効時期

水俣条約は50カ国が批准してから90日後に効力が生じます。

日本は平成28年2月2日に批准し、平成28年8月31日現在の批准国は、日本を含め30カ国です。